(傍線部分は改	
部分は	(傍
は	1111
改	/ 3
正	改正
部分	部分

二 (略)	二(略) に規定する対策相縁情報一覧図の写し
一 戸籍謄本 2 前項の届書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。第二条 (略)	第二百四十七条第五項の規定により交付を受けた同条第一項 戸籍謄本又は不動産登記規則(平成十七年法務省令第十八号 前項の届書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。第二条 (略)
(新設) 一〜五 (略)	譲り受けたことを証する旨 一〜五 (略) 更がない事項の記載を省略することができる。
、市長又は区長。以下同じ。)に提出しなければならない。轄する都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区にあつては、次に掲げる事項を記載した申請書を、その公衆浴場所在地を管という。)第二条第一項の規定により許可を受けようとする者は第一条 公衆浴場法(昭和二十三年法律第百三十九号。以下「法」	を養り受けた皆は、第三号から第五号までこ掲げる事頁のうら変し、浴場業を営む者が当該浴場業を譲渡したときは、当該浴場業轄する都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区にあつてはという。)第二条第一項の規定により許可を受けようとする者はという。。第二条第一項の規定により許可を受けようとする者は第一条 公衆浴場法(昭和二十三年法律第百三十九号。以下「法」
改正前	改正後
(傍線部分は改正部分)	